

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則第2章第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川多摩川水系多摩川右岸川崎市地先で、別図「多摩川右岸【都市・地域再生等利用区域】」に示す区域

2. 多摩川右岸川崎市地先の位置付け

川崎市では、身近な乗り物として自転車利用の促進及び地域の活力向上を図るため、令和2年2月に「川崎市自転車活用推進計画」を策定した。策定からの2年間、自転車の通行環境整備、駐輪対策、自転車の活用、ルール・マナー啓発の4つを基本政策とし、市内8箇所エリアで実証実験を行った。実証実験の成果を踏まえ、令和4年7月から本格運用を開始している。

多摩川右岸（中原区丸子橋～高津区二子橋）においては、多摩川流域の移動利便性の向上による賑わいの創出等のために、平成31年2月から社会実験としてサイクルポート及び自転車を当該箇所に設置し、駅等へのアクセス性・利便性の向上などの効果を検証しており、運動施設や周辺駅での利用回数上昇が確認されている。今後、川崎市と多摩川右岸について統合し、市全体を対象としたシェアサイクルの本格運用として、一層の利用及び普及促進を図るために、河川区域内においては、「都市・地域再生等利用区域」を指定の上、川崎市が占有主体となり、公募で選定された民間事業者と使用契約を締結することにより、シェアサイクルの継続・拡充を進めていく方針である。

3. 指定年月日

令和5年7月27日

第2 都市・地域再生等占用方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占用許可を受けられることができる施設

- 1) 便益施設（シェアサイクルポート14箇所）

2. 許可方針

- 1) 占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
- 2) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 3) 占用の許可を受けられることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 4) 占用許可期間中に河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- 5) 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 6) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 7) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 8) 占用施設の利用者数や活用状況、経営状況が確認できる決算書等を河川管理者に年1回以上報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

川崎市